

入院者訪問支援員の役割

入院者訪問支援員の特徴

- 本人や病院と利益が相反する立場ではない第三者が行うアドボカシー
- 本人の立場にたつ
- 本人の希望や意思に基づいて行動する。アドボケイトの価値観を押し付けない
- 本人の力を発揮できるように、力を奪わない。頼まれたことを代行する代理人とは異なる。
- 本人のタイミングを尊重する。無理に本音や希望を引き出さない
- 本人にできない約束をしない

入院者訪問支援員の役割：聴く

- 本人に寄り添い、丁寧に話を聞く
- 対話の主導権は本人に委ねることに留意する
- 支援員の持論を伝えるのではなく、本人の世界を教えてもらう役割
- 本人の核心にふれる事柄は、時間をかけて核心にふれる対話にむけての工夫を重ね、本人から語られるのを待つ

解放出版 アドボカシーって何「アドボケイトの役割 聴く」より一部改変

入院者訪問支援員の役割：対話する

- 丁寧に聴きながら、本人の考えや願いを整理する
- 本人から支援員の意見を求められた際は、ひとつの考えとして対等な言葉で応じる
- 本人が自分の考えを誰かに伝えたいという願いがあるときは、本人自身で伝えるのか、支援員が同席して応援するのか、本人に代わって伝えるのか、方法を確認する
- 今伝えたい、今は伝えない、いつ伝えたい、などを本人の希望するタイミングを確認する
- 本人の代わりに伝える際は、伝える言葉を整理し、本人の承認を得る

解放出版 アドボカシーって何「アドボケイトの役割 対話する」より一部改変

入院者訪問支援員の役割：情報提供

- 支援員の役割（出来ることとできないこと）について説明する
- 本人から求められた情報は、基本的には可能な限り提供する
- 本人との会話で気づいたことや入院者の周辺の環境で気づいたことに基づいた情報提供は、本人から求められなくても行ってよい
- 伝える情報の内容とタイミングは、支援員が本人の希望を勘案して検討する

入院者訪問支援員の役割：応援する

- 本人が自分の考えを伝える場に同席する
- 本人の傍らにいて、自分の立場にたってくれる人がいる心強さを提供する
- 本人以外の他者（第三者）が座っていることで、対話の力関係に影響を与える
- その場に同席することで、対話された内容の証人となる

入院者訪問支援員の役割：応援する

- 本人が自分の考えを伝える場に同席する
- 本人の傍らにいて、自分の立場にたってくれる人がいる心強さを提供する
- 本人以外の他者（第三者）が座っていることで、対話の力関係に影響を与える
- その場に同席することで、対話された内容の証人となる

解放出版 アドボカシーって何「アドボケイトの役割 加勢する」より一部改変

入院者訪問支援員の役割：伝える

- 本人の言葉や、本人の承認を得た言葉を伝える
- 本人からの指示が難しい場合は可能な限り本人の意思確認をしたうえで活動する
- 伝える際に、本人の指示や了承にもとづかない情報収集は避ける
- 病院から提案される事柄については、本人に伝えて判断を仰ぐことが支援員の役割であることを伝える

解放出版 アドボカシーって何「アドボケイトの役割 伝える」より一部改変

入院者訪問支援員の役割 ： 状況改善のための活動

- 本人の身近に明らかな不利益が生じた際は、不利益な状況の改善のために活動する
- 原則として本人の希望する活動を行うが、虐待にかかわる事態等、慎重な対応が求められる場合は状況を事務局と共有し、客観的事実を確認したうえで法制度などを踏まえて協議のうえ活動方針を決定する
- 本人にとっての不利益が拡大せず、最小となる選択を優先する

解放出版「アドボカシーって何」[アドボケイトの役割 対決する]より一部改編

実際の支援の原則

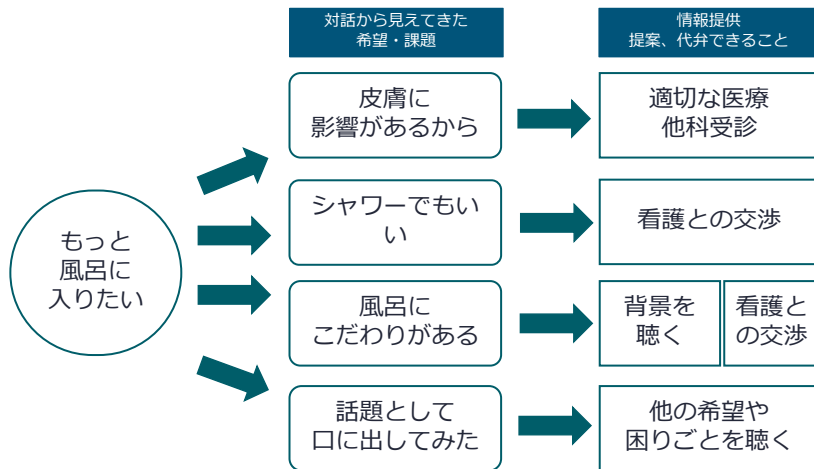
入院者訪問支援における活動の原則

- 直接支援は行わない
- 本人が自ら行動することを促す
- 必要に応じてしかるべき役割につなぐ
- 本人の側に立つ
- 必要な情報提供を行う
- 本人の了解なしに支援活動で知りえたことについて口外しない
- 支援の原則を本人に伝える

本人が自らの思いを看護師に伝えたい場合①

- 医療保護入院中のAさんは、担当看護師に対してお風呂の回数を増やしてほしいと思いつつも、なかなか言い出せません。ある日、訪問してきた入院者訪問支援員に、そのことを話してみました。
- お風呂にもっと入りたい。ここの病棟は週3回しか入浴日がない。看護師に言いたいが、面倒な人だと思われるのも嫌なので言いづらい。どうしたらいいですか？

(参考) 事例の背景にはいろいろな可能性がある



本人が自らの主張を担当看護師に伝えたい場合②

本人が自らの主張を担当看護師に対して伝えたい場合どうしたらよいのか？



- どのように伝えるのがよいか、支援員と一緒に考える
- 支援員側から、一緒に交渉することを提案する

(原則！) 支援の原則を本人に伝える
本人が自ら行動することを促す

本人が自らの主張を担当看護師に伝えたい場合③

支援員は、「Aさんが担当看護師にお風呂の回数を増やしてほしいと伝える際に同席することができます」と提案しました。

しかし、Aさんは「自分からは言い出しにくい」、「支援員から伝えられないのか」と言ってきました。

支援員としてはどうすればいいのでしょうか。

本人が自らの主張を担当看護師に伝えたい場合④

本人が自らの主張を支援員から担当看護師に伝えてほしいと希望した場合どうしたらよいのか？



- 再度、支援員と一緒に交渉することを提案する。
- それでも支援員から伝えてほしいと本人が希望する場合、本人の同意を得て支援員が担当看護師に本人の主張を伝えることはできる。（できるだけ本人が同席することを促す）

(原則！)

入院者本人の側に立つ、本人の了解なしに支援活動で知りえたことについて口外しない

本人が自らの主張を担当看護師に伝えたい場合⑤

支援員は、担当看護師に対して、Aさんの同意を得た上で、Aさんから「お風呂の回数を増やしてほしい」との伝言を頼まれたことを伝えました。

担当看護師は、「病棟にお風呂が一つしかなくて、人手の問題もあり、現実的には回数を増やすことが難しい」、「担当看護師の努力でどうにかなる問題ではないので、事情をわかってほしい」といったことを話してくれました。そして、Aさんにその旨を伝えてほしいと言われました。

支援員としてはどうすればいいのでしょうか。

本人が自らの主張を担当看護師に伝えたい場合⑥

支援員は、病院職員からAさんへの伝言を受け付けるべきなのか？



- 病院の事情を説明するのは病院職員の職務であるので、支援員が代理で行うべきではない。
- 担当看護師には、支援員の活動の原則を丁寧に伝え、本人との直接コミュニケーションを促す
- 支援員が伝言することはできないが、同席はできることを伝える

(原則！) しかるべき役割につなぐ、本人の側に立つ

本人が自らの主張を担当看護師に伝えたい場合⑦

担当看護師は、Aさんに直接説明することになりました。支援員も、その場に同席することになりました。

担当看護師の説明に対してAさんは、頑として主張を譲りません。双方の意見は平行線です。担当看護師は、支援員にも病院の事情をわかってほしいといいます。

支援員としてはどうすればいいのでしょうか。

本人が自らの主張を担当看護師に伝えたい場合⑧

支援員同席のもとで本人と担当看護師が話し合う場合、支援員は話し合いの仲介（合意点を探る）をするのか？



- 支援員は本人の側に立つのが原則であり、仲介や調整は行わない。病院の事情は理解できるが、病院職員と一緒に本人を説得したり、両者の調整を行うことはできないことを担当看護師に伝える

(原則！) 本人の側に立つ、しかるべき役割につなぐ

提供情報のあり方について

提供できる情報／できない情報

基本的な考え方としては、
以下の情報以外は全て提供できる情報

業務独占資格の役割に直接関与するようなものや
法律で禁止されている情報は提供できない。

- ※ 治療や処遇の説明は不可能（医師の役割）
- ※ 公序良俗に反する情報（民法）

薬や治療に関する公式のガイドラインや、自らの病院生活など経験に基づく情報提供はできる（自らの経験に基づく情報提供の場合、個人差があり、すべての場合に当てはまるとは限らないことも同時に伝える）

情報提供のあり方

いろいろな情報提供の仕方がある！
状況やタイミングによっても提供方法が異なってくる！

例：法的なことに対応する制度や関係機関の情報

例えば、弁護士という職種があることのみ情報提供するのか、具体的な法律事務所を紹介するのかは、本人の希望や状況によって異なってくる

退院請求の結果に納得できない場合①

医療保護入院中のBさんは、1か月前に都道府県に退院請求を出しました。しかし、昨日、入院が相当であるとする通知が届きました。Bさんは訪問支援員に「精神医療審査会の判断には納得がいかない」、「退院するためには、ほかにどうしたらいいのだろうか」と質問しました。

支援員は、どのような情報提供ができるのでしょうか？

情報提供のあり方を考える前に！
ちゃんと話をききましたか？

まずは、本人から話をよく聞きましょう！！

退院請求の結果に納得できない場合②

支援員の情報提供のバリエーション

- ① 主治医や担当看護師、精神保健福祉士に相談してみるのはいかがでしょうか
- ② 再度、精神医療審査会に退院等請求を出していただくことができます
- ③ 精神科病院管理者に退院等請求を出していただくことができます
- ④ 弁護士に退院等請求を書いてもらうことができます
- ⑤ ○×法律事務所は退院等請求の代理に慣れています
- ⑥ 当事者団体を含む市民団体の情報提供ができます
など

支援員は、病院職員に対して、 本人のことについて情報提供はできるのか？

- 支援員は本人側に立ち、守秘義務があるため、**本人の了解なしに病院職員に対して情報提供はできない**
- 支援員は、本人と周囲との間をつなぐ（調整）役割ではない

（原則！） 支援員から病院への本人情報の提供は、
本人からの要請に基づいて行なう